

1. 件名：「女川原子力発電所2号機の地震等に係る新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング（6）」

2. 日時：令和4年8月25日（木）13時30分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

岩田安全管理調査官 他5名

東北電力株式会社 担当者5名

5. 要旨

東北電力株式会社から、令和4年1月6日に申請のあった女川原子力発電所2号炉の設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設）のうち、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）に係る地質・地質構造について、資料に基づき説明があった。

これに対し、原子力規制庁は、敷地の断層として新たに追加された断層の分布と活動性評価の根拠について事実確認を行うとともに、特重施設が設置される位置に露頭する断層の有無について、事業者の評価結果を資料に明記するように求めた。

東北電力株式会社から、了解したとの回答があった。

6. 提出資料^{※1}

- ・女川原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設 コメントリスト（地震・津波関係）：審査会合
- ・女川原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造について
- ・女川原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造について（資料集）（ボーリング柱状図・コア写真）

※1 提出資料は、行政機関の保有する公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。